

## 条 例

埼玉県秩父高原牧場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第二十二号

埼玉県秩父高原牧場条例の一部を改正する条例

埼玉県秩父高原牧場条例（昭和四十八年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第八十三条第一項第三号」を「第九十七条第一項第二号」に改め、「家畜共済」の下に「（同条第二項の疾病傷害共済に限る。）」を加える。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第四条の規定は、第三条第一項の許可に係る乳牛を平成三十一年一月一日以後に共済責任が始まる疾病傷害共済に付す者について適用し、同項の許可に係る乳牛を農業災害補償法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十四号）附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた同日前に共済責任が始まる家畜共済に付す者については、当該家畜共済に係る共済掛金期間の満了の時（その時までには当該乳牛を疾病傷害共済に付したときは、その共済責任が始まる時）までは、なお従前の例による。